本路線が計画されている広島県庄原市は、平成17年３月の市町村合併により、旧庄原市と周辺の旧比婆郡口和町（現庄原市口和町）、旧比婆郡東城町（現庄原市東城町）、旧比婆郡西城町（現庄原市西城町）、旧比婆郡高野町（現庄原市高野町）、旧比婆郡比和町（現庄原市比和町）、旧甲奴郡総領町（現庄原市総領町）を加えた１市６町において合併が行われ、東は岡山県、北は島根県及び鳥取県に隣接し、行政区域の面積は県内最大となっており、各地域間交流は益々発展が期待されている。

本路線の地域は庄原市南西部に位置し、地域の主産業は、水稲、和牛、鶏卵、野菜を主とする農畜産業であり、とりわけ庄原市口和町を中心とした地域一帯で飼育される和牛は全国的な知名度を誇る「広島牛」として生産され、その流通先は県外にも及んでいる。

しかし、本路線終点付近の庄原市口和町地域の農畜産物は、起点付近の旧庄原市地域に設置されている農業近代化施設等（カントリーエレベーター、低温倉庫、家畜市場等）へ集出荷されているが、狭小な市道、県道等を経由しなければならず、農畜産物の移送に多大な労力と輸送時間を要している。このため、両地域を結ぶ幹線的な農業用道路が求められていた。

さらに、耕蓄連携による産地形成を実現させるため、本路線沿いに庄原市を建設主体とした堆肥センターの建設も計画されており、これら農業用道路と堆肥センターを一体的に整備することにより、口和町の畜産農家や庄原市の稲作農家で発生するそれぞれの農畜産廃棄物を優良な堆肥として有効活用し、地域内の耕作地に利用することで、農作物の高品質化を図ることが可能となる。

本件事業の完成により、両地域を結ぶ全幅員７ｍで２車線の基幹農道が新設され、効率的かつ安全な農業輸送ルートが確保されることにより、輸送時間の短縮も図られるものと認められる。さらに、地域住民にとって交通の利便性及び安全性の向上に寄与するものと認められる。

このような農村基盤の事情を改善し、農産物の流通の合理化を図り、農家の農業経営の安定に資すると共に、耕蓄連携による農畜産物の産地形成を実現するため、道路構造令第３種第４級の規格に基づく２車線の農業用道路新設工事が計画されたものである。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び広島県環境影響評価に関する条例（平成10年10月６日条例第21号）に定める対象外の事業であるが、起業者が任意で自動車の走行に起因する大気汚染、騒音、振動について既存文献を基に検討を行った結果、環境保全目標を満足するものと予測される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件区間内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づく動植物について、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年３月広島県発行）を基に調査等を行った結果、起業地周辺に絶滅危惧種としてアカザ、準絶滅危惧種としてアカウキクサ、キンブナ等の生息等が確認されているが、これらの動植物は起業地周辺の水田、河川内の生息であり、本件事業は、土砂流失の防止等の対策を行うことで、極力、生息環境の改変を行わないものとしていることから、希少な動植物への影響は軽微であると予測される。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、既存の資料や庄原市教育委員会の現地踏査により８箇所確認されているが、発掘調査や工法変更を行うなどした結果、工事着手についての了解を得ている。

さらに、工事施工中に遺跡等が発見された場合には、庄原市教育委員会に対し協議を行い適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、農業近代化施設と農耕地の効率的なアクセス路の確立、農業用道路と堆肥センターを一体的に整備することにより農産物の高品質化を図り、農畜産物の幹線的な流通路の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第４級の規格に基づく２車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における道路整備の手法として、申請案の他に２つの案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、市道横畠高茂線と平面で交差することができるため、周囲とのアクセスが良好となり、周辺の農地等の利用が容易になる上、事業費が最も廉価であり経済性に優れること等の理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現在の交通状況は、農畜産物の移送に支障をきたしており、幹線的な流通の確保を目的とした農業用道路の整備が急がれている。

また、庄原市長及び庄原市議会議長から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県庄原市役所

○中国地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	岡山県久米郡美咲町下弓削字後河原五〇二番一から同郡同町下弓削字後河原五番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十七日